

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性・効率性・信頼性を向上させ、永続的に企業価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

また、当社は、株主・従業員・取引先・地域社会等のあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、適時的確な情報の開示を実施すべく、内部牽制・監督機能を継続して発展させながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野坂英吾	2,502,000	44.70
野坂淳	236,800	4.23
BBH FOR FIDELITY PURITANTR:FIDELITY SR INTRINTSIC OPPORTUNITIES FUND	235,000	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	202,100	3.61
トレジャー・ファクトリー従業員持株会	169,400	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	126,300	2.25
株式会社スリースターマネジメント	100,000	1.78
野坂直香	67,200	1.20
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	56,900	1.01
株式会社東京ウエルズ	46,000	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	野坂英吾
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主等との取引においては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず取引内容

及び条件の妥当性について取締役会で審議し、その決議をもって実行いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木信夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木信夫	○	千代田第一工業株式会社代表取締役社長	異業種の会社経営に携わる見地から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であるため、平成22年2月25日に開催した当社取締役会において、独立役員として選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)
会計監査人から会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査実施状況等についての会合を持ち、情報の共有を図り、連携して監査を実施しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)
当社では、被監査部門より独立した社長直属の内部監査室(2名)を設置しております。監査役と内部監査室長の相互連携強化を目的としたミーティングを定期的に開催し、内部監査の現況及び監査結果の報告並びに意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川博康	他の会社の出身者													
金野栄太郎	他の会社の出身者													
佐渡一雄	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川博康	○	アーク法律事務所代表弁護士 ブルドックスソース株式会社社外監査役	専門的知見に基づき取締役の職務の執行を監査していただくため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、平成22年2月25日に開催した当社取締役会において、独立役員として選任しました。
金野栄太郎	○	東陽監査法人代表社員・理事・事業開発本部長 株式会社のぞみリアルエステート代表取締役	専門的知見に基づき取締役の職務の執行を監査していただくため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、平成22年2月25日に開催した当社取締役会において、独立役員として選任しました。
佐渡一雄	○	――	専門的知見に基づき取締役の職務の執行を監査していただくため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、平成27年5月27日に開催した当社取締役会において、独立役員として選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績を取締役の報酬に反映させ、株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上を図ることを目的として、当社取締役に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書で、取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、取締役会で決定するものとし、その配分にあたっては職務の内容等を勘案するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務課が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたり、取締役会に係る通知及び資料の配布等必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主・投資家をはじめとする多様なステークホルダーの期待に応える信頼性の高い経営を実現するために、企業経営・財務・会計・法律及び内部統制等に知見を有する取締役や監査役を選任し、以下のとおりのガバナンス体制を採用しております。

当社の取締役会は取締役5名で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役及び監査役が出席し、会社の重要事項についての意思決定や報告を行うとともに取締役の業務執行を監視する機関と位置付け、運営を行っております。

取締役のうち1名は社外取締役であります。異業種の会社経営に携わる見地から意見を述べるなど、独立した立場から当社経営への監督・関与をしております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成されており、各監査役は取締役会へ出席し意見を述べるほか、取締役の職務執行を監視するとともに経営の実態を適時に把握し、監査できる仕組みとしております。

また、社長直轄の内部監査室を設置しており、年間監査計画を毎期策定し、社内の各部門監査を定期的に実施することにより、内部統制機能の充実に努めております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会において迅速かつ適切な経営の意思決定を行い、社外取締役及び監査役が取締役会に出席して第三者的な観点から助言・意見することで、経営監視機能を強化しております。また、監査役会、内部監査室及び会計監査人が適宜連携し、業務執行の状況を詳細に把握できることなどを総合的に勘案し、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回以上の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・中間決算の発表後に開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社説明会資料などを掲載し、積極的かつ分かり易い情報提供を実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの責任者を取締役管理部長、実施担当部署を管理部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、衣料や家電、家具、生活雑貨など多岐にわたる商品分野において、リユース品の売買を行い、商品の再利用の機会を提供しております。当社は、リユース事業が環境保全に通じるという認識に立ち、生活ニーズに密着した循環型社会の実現に貢献していきたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、企業情報を適時・適切・公平に開示することをIR活動の基本方針としております。株主・投資家の皆様の信頼とご理解を得るため、積極的な情報開示・双方向コミュニケーションの充実に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、またその他会社の業務の適正を確保するため、以下の内容のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムを整備しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 取締役会は、企業行動憲章を制定し、全社にこれを周知徹底する。
- 2 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する方針の立案及び上申を行わせ、もって役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 3 取締役会は、コンプライアンスに係る統括責任者として担当取締役を選任し、全社的な管理を行う。
- 4 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程及び情報管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事件、事故及び自然災害その他経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、内部統制委員会を設置し、想定されるリスクの洗出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。
- 2 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
- 3 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- 4 定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
- 2 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- 3 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に明記する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- 2 代表取締役は、監査役との間で適宜会合を持つ。
- 3 監査役は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。
- 4 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、定期的に情報交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価をし、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えの下、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。
- 2 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。具体的には、不当要求防止責任者の設置及び講習の受講、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、事前審査の強化及び役職員向けの研修の実施等の取り組みを推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業行動憲章」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」において反社会的勢力排除の方針を定めております。また、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、これに基づく施策として各

事業所における不当要求防止責任者の設置及び講習の受講、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、事前審査の強化及び役職員向けの研修の実施等の取り組みを行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、企業情報を適時・適切・公平に開示することを情報開示の基本方針としております。

当社では、「適時開示規程」を定め、以下に記載する適時開示体制を整備するほか、「情報開示方針」を定めてこれを当社ホームページにおいて公表し、会社情報の適時開示を図っております。

今後も株主・投資家の信頼と理解を得るため、積極的な情報開示・双方向コミュニケーションの充実に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示の体制について

情報開示に係る統括責任者として取締役管理部長を情報開示担当取締役に選任しております。また、会社の重要情報は、必ず取締役会又は情報開示委員会を経るものとしております。

(2) 重要情報の収集について

重要情報の収集については、事前の情報収集漏れを防止するため、内部情報等管理責任者（取締役社長）及び内部情報管理担当者（各部門長）を設置し、重要情報に該当する可能性がある事項を全社に周知します。

決定事実の収集については、取締役会上程事項の取りまとめ及び稟議書によって総務課が行います。発生事実の収集については、各部門で認知したものを部門長が取りまとめ、社長が情報開示委員会を招集します。決算情報の収集については、取締役管理部長が取締役会に上程します。

(3) 重要情報の分析について

収集された情報が法令及び諸規則の定める適時開示情報に該当するかどうかの判断は、当該情報が取締役会上程事項であれば取締役会が行い、それ以外の情報は社長が招集する情報開示委員会が行います。

(4) 重要情報の公表について

取締役会又は情報開示委員会において重要情報に該当するとの判断がなされたときは、取締役管理部長は当該情報につき開示します。開示は、原則としてTDnetにより行います。

(5) 適時開示体制に係るモニタリングについて

適時開示体制に係るモニタリングについては、内部監査室が定期的にその執行状況について監査することとしております。

株主総会

選任・解任

取締役会

社内取締役 4名
社外取締役 1名

報告

監督・選定・解職

代表取締役社長

報告

指揮・監督

指示

各業務部門

内部監査

内部監査室

専任担当者 2名

監査

監査役会

常勤監査役 1名
(社外監査役)
非常勤監査役 2名
(社外監査役)

選任・解任

連携

監査

会計監査人

選任・解任

連携

連携

